

2025マイスター-250/OVER60K id 's 車両規定・特別規定

マイスター-250

1. 車両規定

2000年以降に発売された、250cc以下の4サイクルエンジンを有する車両。(2000年以降、新車が継続販売されていた車両も参加可能) 排気量以外、型式・構造・気筒数について制限はないが、「筑波サーキット技術仕様」に示されている全ての条項に合致していること。但し、市販レーサー(競技専用車両)のエンジン・フレーム及び、オリジナルフレームの使用は認められない。

2. クラス

①Single (250cc以下単気筒)

②Multi (250cc以下2気筒以上)

※以下の車両は「Multi」クラスに参加可能とする。

・YAMAHA YZF-R3 ・BMW G310R

・KTM RC390/390DUKE

3. 参加資格

MFJ国際・国内・フレッシュマン・ジュニア所持者

4. 特別規定

①使用できるガソリンは、筑波サーキットまたは一般公道用の市販車に供給するための通常のガソリンスタンドで購入できる無鉛ガソリンでなくてはならない。

②車両のフェアリング下部は、エンジンの破損または故障時に、そのエンジンに使用されるエンジンオイルおよびエンジンクォラント総量の最低半分を保持できる構造になっていなくてはならない。

③タイヤは、一般市販されていて通常のルートで購入できる溝付きオンロードタイヤおよびレーシングタイヤ(スリックタイヤ、レース専用タイヤ)が使用できる。但し、摩耗限度を超えた物、及びグルーピング・カッティングを施した物の使用は禁止される。また、ウエット時のレーシングレインタイヤも認められるが、スリックタイヤにグルーピング・カッティングを施した物の使用は禁止される。

4. ゼッケンナンバー

①ゼッケン及びプレートの色は自由とするが、明確な反対色とし、蛍光色やつや有は禁止される。数字は0から始まらない2桁までとする。また、アンダーカウルのサポートナンバーの文字は黒か白とする。

②参加申込時にゼッケンナンバーを希望できるが、主催者により決定されたナンバーに異議を申し立てることはできない。

※詳細は「筑波サーキット技術仕様」17項に記す。

OVER60Kid's (後援:ライディングスポーツ)

1. 車両規定

①250cc以下の4サイクルエンジンを有する車両。排気量以外、型式・構造・気筒数について制限はないが、「筑波サーキット技術仕様」に示されている全ての条項に合致していること。但し、市販レーサー（競技専用車両）のエンジン・フレーム及び、オリジナルフレームの使用は認められない。また、フレーム基本骨格、エンジンの改造も不可とする。

②以下の車両は参加可能とする。

- ・YAMAHA YZF-R3
- ・BMW G310R
- ・KTM RC390/390DUKE

2. 参加資格

MFJ国際・国内・フレッシュマンライセンス所持者

3. 特別規定

①使用できるガソリンは、筑波サーキットまたは一般公道用の市販車に供給するための通常ガソリンスタンドで購入できる無鉛ガソリンでなくてはならない。

②車両のフェアリング下部は、エンジンの破損または故障時に、そのエンジンに使用されるエンジンオイルおよびエンジンクランク総量の最低半分を保持できる構造になっていなくてはならない。

③一般市販されていて通常のルートで購入できる溝付きオンロードタイヤのみ使用可。スリックタイヤ（インターミディエイトを含む）及び、摩耗限度を超えた物、グルーピング・カッティングを施したものの使用は禁止される。但し、ウエット時に限りレーシングレインタイヤが認められる。

4. ゼッケンナンバー

①ゼッケン及びプレートの色は自由とするが、明確な反対色とし、蛍光色やつや有は禁止される。数字は0から始まらない2桁までとする。また、アンダーカウルのサポートナンバーの文字は黒か白とする。

②参加申込時にゼッケンナンバーを希望できるが、主催者により決定されたナンバーに異議を申し立てることはできない。※詳細は「筑波サーキット技術仕様」17項に記す。

5. 後援

OVER60Kid'sは、ライディングスポーツ後援のもと開催される。問い合わせ先は下記事務局とする。

オーバー60キッズ事務局

株式会社オフィストラクション内 担当：青木

090-3237-5078

筑波サーキット技術仕様

以下に規定する基本仕様は、ロードレース競技を行う上で必要とされる基本規則であり、ロードレースの全ての車両及び競技会に適用される。カテゴリ別に必要とされる詳細な仕様に関しては、各カテゴリ別仕様が適用される。

1. カテゴリ

- ①GPクラス
レース専用生産された車両
- ②スポーツプロダクション
一般市販車をベースとして各種目別仕様に準じてレース用に改造された車両
- ③出場車両申請において、主催者が参加を認めた車両

2. 排気量の算出方法

- ①総排気量は、シリンダーの容積を測定するのに用いられる幾何学公式に従って計算される。すなわち直径はボアによって表され、高さはピストンがその最上部から最下部まで移動するのに占めるスペースで表される。
- ②公式
総排気量 = $(D^2 \times 3.1416 \times C \div 4) \times \text{気筒数}$
D=ボア C=ストローク 単位=cm 小数点以下4桁切捨
- ③測定の際には、ボアに1/10mmまでの許容誤差が認められる。この許容誤差を考慮しても排気量が当該クラスのリミットを越える場合、エンジンが冷めた状態で再測定が1/100mmのリミットまで行われる。
- ④シリンダーのボアが真円でない場合、断面積を測定し、計算することとする。
- ⑤全てのカテゴリにおいて、スーパーチャージは禁止される。但し、メーカー市販時に標準装備され、純正部品を使用したモーターサイクルはこの限りではない。

3. 材質

フレーム、フロントフォーク、ハンドルバー、スイングアームスピンドル、およびホイールスピンドルにチタニウムを使用することは禁止される。ホイールスピンドルに関しては、軽合金の使用も禁止される。チタニウム合金製のナットとボルトの使用は許可される。

4. フレームの定義

- ①フレームとは、エンジンが取り付けられている部分を中心にステアリング取り付け部分とリヤサスペンションの取り付け部を含む構造全体をいう。

- ②シートを取り付けるためのサブフレームは、フレーム本体に溶接されている場合はフレームとみなし、ボルトオン（脱着可能）のものはフレームとみなさない。



※シートサポートはボルトオンの場合はフレームとみなさない。

5. リヤスプロケットガード

- ①チェーンとリヤスプロケットの間に、身体の一部が誤って挟まれることのないように、リヤスプロケットガードを取り付けなくてはならない。
- ②そのガードは、スプロケットとドライブチェーンの嚙合部をカバーすることとし、その材質は、アルミニウム、頑強なプラスチックまたは樹脂とし、その取り付け方式は、スイングアームにボルトオンまたは溶接し、安易に脱落したりしないよう確実に固定しなければならない。
- ③形状はチェーンとスプロケットの間にライダーの手足が巻き込まれないという目的にかなったもので、かつシャープエッジでないこと。
- ④スイングアームの補強とリヤスプロケットガードを兼ねることは認められる。
- ⑤チェーンガードの板厚は最低2mmなければならない。

6. エキゾーストパイプ

- ①エキゾーストパイプとサイレンサーは、音量規制に関する必要条件をすべて満たさなくてはならない。
- ②エキゾーストパイプの先端は、最低30mmにわたってモーターサイクルの中心軸と水平かつ平行でなくてはならない（許容誤差 $\pm 10^\circ$ ）。
- ③エキゾーストパイプ先端を含む鋭利な部分は、エンドカバーがあるなしに関わらず丸みを帯びさせていなければならない。丸みを帯びさせるとは、エキゾーストパイプの先端の板厚が2mm以上、その角部は0.5R以上とする。板厚確保の為、複数の板の溶接構造としても良い。
- ④排気ガスは後方に排出しなければならないが、埃を立てたり、タイヤやブレーキを汚したり、また他のライダーに迷惑をかけるような放出方法であってはならない。
- ⑤後続ライダーに迷惑をかけないようにするために、オイルの飛散を防ぐ措置を施さなくてはならない。
- ⑥エキゾーストパイプの後端は、リヤタイヤの垂直接線より後ろにあってはならない。

7. ハンドルバー

- ①ハンドルバーの最低幅は、85ccまでのマシンは最低400mm、85ccを越えるマシンは最低450mmとする。
- ②ハンドルバーの最低幅はグリップの外側の先端から、反対側のグリップの外側先端までの距離で測定される。
- ③ハンドルバーの先端が露出される場合は、固形物質を詰めるか、ゴムでカバーされていないといけない。
- ④ハンドルバーの中心線、または中央位置から両側への回転角度は、最低各15°以上なくてはならない。
- ⑤ストリームライニングがある場合、ハンドルバーがどの位置にあってもフロントホイールがストリームライニングに接触してはならない。
- ⑥ライダーの指が挟まれないようにするために、ハンドルを左右いっばいに切ってもハンドルバー（レバーを含む）と燃料タンクの間で最低30mmの間隔があるように、ストッパー（ステアリングダンパー以外のもの）を取り付けなくてはならない。
- ⑦ハンドルバークランプは、ハンドルバーが折れやすい部分ができないように、丸みをつけて製作しなくてはならない。
- ⑧軽合金ハンドルバーの溶接による補修は禁止される。
- ⑨キルスイッチは、ハンドルバーを握ったまま操作できる位置に取り付けること。

8. コントロールレバー

- ①すべてのハンドルバー・レバー類（クラッチ、ブレーキ等）は、原則として端部がボール状（このボールの直径は最低19mm）でなくてはならない。このボールを平たくすることも認められるが、どのような場合も端部は丸くなってはならない（この平たくした部分の厚みは最低14mmとする）。レバー端部は、レバーと一体構造に固定されてはならない。
- ②コントロールレバー（フットレバーおよびハンドレバー）は、それぞれ別個のピボットに設けられなくてはならない。
- ③ブレーキレバーがフットレストの軸に設けられる場合、どのような状況においても作動できなくてはならない。例えば、フットレストが曲がった、あるいは変形したというような状況においても作動できなくてはならない。

9. スロットルコントロール

手を離れた時に自動的に閉じるものでなくてはならない。

10. フュエルポンプ

- ①エレクトリックフュエルポンプは、転倒の際に自動的に作動するサーキットカットアウト（回路開閉器）を介して配線されなくてはならない。

- ②この機能が車両検査時に確認できるよう、エレクトリックフェエルポンプにはテスト機能がなくてはならない。

11. フットレスト

- ①車両公認時から改造・変更しない場合、突起物を取り外し、車検長の許可を得れば下記の仕様を満たさなくても使用できる。
- ②フットレストの先端には最低半径8mmの、中空でない球状の一体構造のプロテクションが設けられていなくてはならない。
- ③フットレストは折りたたみ式でもよいが、この場合は自動的に元の位置に戻る仕組みになっていなくてはならない。
- ④折りたたみ式でないスチール製フットレストの先端には、プラスチック、テフロンあるいはそれと同等の材質でできた先端(ブラグ)が固定されなくてはならない(最低直径16mm)。

12. ブレーキ

- ①すべてのモーターサイクルは最低2つの効果的なブレーキ(各ホイールにひとつ)がなくてはならず、これは独立してホイールと同心的に作動しなくてはならない。
- ②左右へのフロントブレーキキャリパーのフロントブレーキラインの分岐部分は、ローワーフォークブリッジ(下部三つ又)より上にあるか、もしくはローワーフォークブリッジに固定されていなければならない。但し、車両公認時よりブレーキラインに一切変更が無い場合はローワーフォークブリッジ下の分岐を認める。
- ③ブレーキパッドの脱落防止のため、βピン付きのパッドピンを使っている場合は、βピンにワイヤーロックをしなくてはならない。但し、ブレーキパッドの脱落防止のために、有効なその他の2次的措置(他の部分へのワイヤーロック)がされている場合は、この限りではない。
- ④ブレーキキャリパー脱落防止のためのワイヤーロックを目的としたキャリパーボルトへの穴あけが認められる。

13. フェンダーおよびホイールプロテクション

- ①フェンダーはタイヤの両側方に張り出していること。
- ②フロントフェンダーはホイールの周囲を最低100°に渡ってカバーしていなくてはならない。また、図の角度の範囲内でなければならない。その部分はホイール自体がカバーされてもよい。
- ③フェンダーの前端とホイールの中心を結ぶ線と、ホイールの中心を通る水平線の角度は45°と60°の間でなくてはならない。フェンダーの後端とホイール中心を結ぶ線と、ホイールの中心を通る水平線の角度は20°を越えてはならない。
- ④リアフェンダーは、ホイールの周囲を最低120°に渡ってカバーしていなくてはならない。
- ⑤リアフェンダー後端とホイールの中心を結ぶ線と、ホイールの中心を通る水平線の角度は20°を越えてはならない。
- ⑥ブレーキホースのフロントタイヤとの接触切断が懸念されるため、フロントフェンダーの装着が義務付けられる。

- ⑦シートのフェアリングがリヤタイヤの後側の垂直接線にまで達している場合には（許容誤差-50mm）、リヤフェンダーを装着する必要は無い。

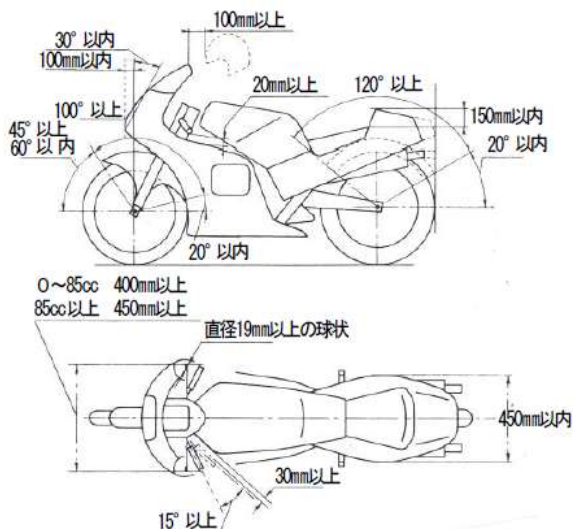
14. フェアリング(カウリング、ウインドスクリーン含む全てのボディワーク)

- ①フロントホイール（タイヤを除く）は、フロントフェンダーに隠れる部分を除き、各サイドからはっきりと見えること。
- ②フェアリングの前端はフロントタイヤの前端から垂直に引かれた線より前には出てはならない。ノーマルのフェンダーはフェアリングとみなされない。シートカウルの後端はリアタイヤの位置に関わらず、リアタイヤの後端から垂直に引かれた線より後ろには出てはならない。またリアホイールは最低180°に渡ってはっきり見えなくてはならない。
- ③モーターサイクルのいかなる部分も、リアタイヤの後端から垂直に引かれた線より後方にあってはならない。
※スポーツプロダクションクラスに限り、車両公認時の形状がこの項目に合致しない場合、種目別仕様である公認時の形状の維持が優先される。
- ④エアfoil、またはスポイラーは、それがフェアリングまたはシートと一体構造になっている場合に限り取りつけることができる。これは、フェアリングの幅を越えてはならないうえ、ハンドルバーの高さを越えてはならない。
※ウイング（ダクトウイング）を装備することは禁止される。
（市販時より標準装備されている物は除く）
- ⑤尖っているエッジは、少なくとも半径8mmの丸みを持たせなくてはならない。
- ⑥ウインドスクリーンの先端と、全てのフェアリングの露出部分の先端は丸められてはならない。
- ⑦通常のライディングポジションにおいてライダーは後方の両側及び上から全体（腕の前部を除く）が視認されなくてはならない。ライダーの顔またはヘルメットとフェアリング（ウインドスクリーン含む）の間の最低スペースは100mmとする。この規則の適用を免れるために透明な材質を使用することは禁止される。
- ⑧ライダーシートの後部の高さは最高150mmとする。この高さは、シートの固いベースの最下部から、ライダー後方のフェアリングの最上部までを測った場合のものである。
- ⑨ハンドルバーの位置がどこにあっても、フェアリングとハンドルバー先端あるいはステアリングシステム、およびそれに装着されている装備類との間隔は最低20mmなくてはならない。
- ⑩ナンバープレートが固定されている前部の傾斜角度は垂直面から後部へ30°以上あってはならない。
- ⑪シートまたはその後方にあるいかなる部分（排気系を除く）の幅も450mm以上あってはならない。
- ⑫燃料タンクのキャップは、燃料タンクの外観形状からはみ出さないように、また転倒の際に外れることがないように取り付けられなくてはならない。
※この規則は2000年以降の市販車に対してのみ適用される。

- ⑬全ての4ストローク車両のフェアリング下部は、エンジンの破損または故障時に、そのエンジンに使用されるエンジンオイルおよびエンジンクーラント総量の最低半分（最低5%）を保持できる構造になっていなければならない。
- ⑭フェアリング下部（オイル受け）の端部は、一番低いところから最低50mmの高さでなければならない。

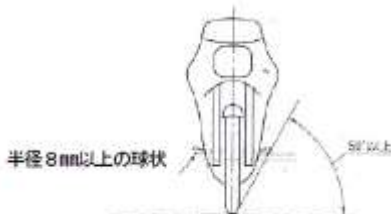


- ⑮フェアリング下部には、直径20mm（許容誤差+5mm）の水抜き用の孔を最少1個設けなければならない（孔は2個までとする）。この孔はドライコンディションの時には閉じられ、競技監督がウェットレースを宣言した場合、開けなければならない。
※アンダーカウルは、脱落防止のためタイラップ・ワイヤーのみでの取り付けを禁止する。
- ⑯フェアリング下部の内側には、オイルを吸収する難燃性の素材が貼られてもよい。この規則を満足させるための最低限の外観変更が許可される。
- ⑰上記変更以外に、スポーツプロダクションのフェアリングには、何も追加できない。



15. モーターサイクルの傾斜角

- ①ロードレース（GPクラス）およびプロダクションレースにおけるモーターサイクルは、荷重がかからない状態において、タイヤ以外のいかなる部分も地面に触れることなく、垂直線から50°の角度に傾斜することができなくてはならない。
- ②ST及びVSPクラスについては推奨とする。



16. ホイール、リム、およびタイヤ

- ①メーカーが出荷した一体構造ホイール（キャスト、モールド、リベット）または従来の着脱式リムに対して、スポーク、バルブまたは安全ボルト以外へはいかなる改造も禁止される。ただし、タイヤがリムから外れることを防ぐために使用される、テンションスクリューは例外とする。
- ②リムの最低直径は400mmとする。

17. ナンバープレート

- ①モーターサイクルのフロントとシートカウル及びアンダーカウルの両サイド（サポートナンバー）にゼッケンナンバーが装着され、観客とオフィシャルが明白に認識できるようにしなければならない。さらに、モーターサイクルのいかなる部分によっても、またはライダーが自分のシートに座った時に身体によっても隠れてはいけない。

※シート形状によっては、シートカウル上部にナンバーを貼るシートトップゼッケンが認められる。ナンバーは進行方向を上にする。

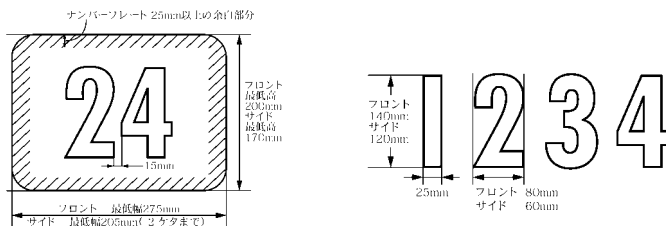
- ②ナンバープレートの数字の間に穴を開けることができる。しかしどのような状況においても数字自体に穴を開けてはならない。穴の部分も規定の色に見えなくてはならない
- ③ナンバープレートを取り付ける場合、長方形で頑丈な材質でできていなくてはならない。最低寸法はフロントが幅275mm×高さ200mm、サイドは、幅205mm×高さ170mmとする。また、別個のナンバープレートを装着する代わりに、ボディまたはフェアリング両サイドに同寸法のスペースをつや消しでペイントするかあるいは固定してもよい。

- ④すべてのナンバープレートの数字の周囲には最低 25 mmの余白が残され、ここにはいかなる広告も表示されてはならない。
- ⑤数字ははっきり読めるように、また太陽光線の反射を避けるために、**地の色同様につや消し**でなければならない。
- ⑥数字の最低寸法は下記のとおりとする。
 フロントナンバー及びシートカウル上部の寸法は
 最低高 : 140 mm
 最低幅 : 80 mm (1 の場合 25 mm)
 数字の最低の太さ : 25 mm
 数字間のスペース : 15 mm
 サイドナンバー及びサポートナンバーの寸法は
 最低高 : 120 mm
 最低幅 : 60 mm (1 の場合 25 mm)
 数字の最低の太さ : 25 mm
 数字間のスペース : 15 mm
- ⑦数字の字体は、Futura Heavy を基準とするゴシック体とする。
 また、影付き文字などは認められない。

Futura Heavy

0123456789

- ⑧正規のナンバーと混同する恐れのあるその他のナンバープレート、またはマーキングは競技会の開始前にすべて取り外されなくてはならない。



例) No.24の場合

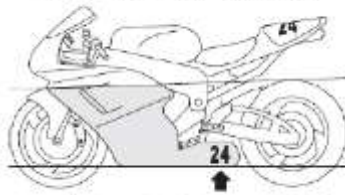


ゼッケンナンバーの位置は側面から見て見やすい位置に貼付けなければならない

シートカウル上部ゼッケン



サポートナンバーの装着例



※サポートナンバーの貼り付エリアは 部分

⑨アンダーカウルのサポートナンバーの文字は黒か白とし、他の広告等から10mm以上スペースを設けること。ゼッケン・プレート（ベース）の色は自由とするが、蛍光色や艶有りの使用は禁止される。尚、オフィシャルに不明瞭と判断された場合には随時変更の指示に従うこと。

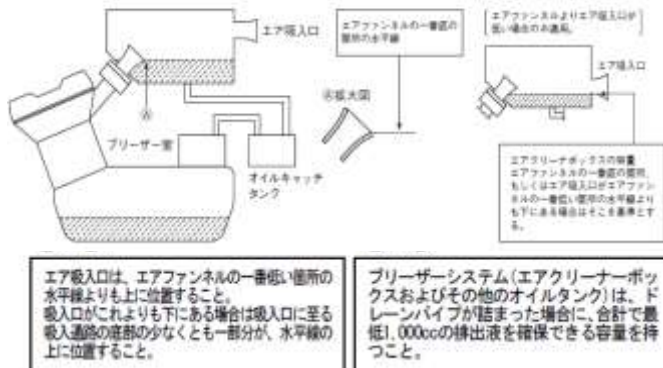
※2ストローク車両でアンダーカウルレスの場合や、オイル受けアンダーカウルにサポートナンバーのスペース確保が困難な車両は、アッパーカウルやクランクケース等に視認性を考慮して貼りつけること。

18. フュエルタンク及びオイルタンク

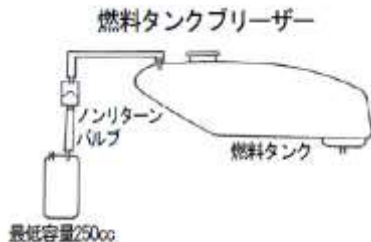
- ①燃料はマシンに固定された1つのタンク内に入れるものとし、材質は金属に限る。但し、出荷時より樹脂製タンクを使用する車両は、それを使用することができる。
- ②シートタンクおよび補助タンクは禁止される。すべての競技において、給油の為に容易に脱着出来る取り換えタンクを使用することは厳禁される。
- ③タンクの容量を減少させる一時的充填物の使用は禁止される。
- ④タンクに防爆材を完全に充填することが義務づけられる。但し、MFJ国内競技規則技術仕様により、防爆材の充填義務が無いクラス及び、一般公道用として市販された車両の燃料タンクに一切の改造、変更のない場合は、この条件を免除される。
- ⑤オイルキャッチタンクとブリーザーシステムオイルブリーザーパイプが装着される場合、オイル放出は容易に手が届く場所に設けられたキャッチタンクに行く。このタンクは競技の前に空にしなくてはならない。オイルキャッチタンクの最低サイズは、ギヤボックスブリーザーの場合250cc以上、エンジンブリーザーの場合には500cc以上とする。
- ⑦エアクリーナーボックスの下部に排出穴が開いている場合は、オイルを受けられるようにふさがなければならない。
- ⑧すべての4ストローク車両は、クローズドブリーザーシステムを備えていなければならない。オイルブリーザーパイプはオイルキャッチタンク及びエアボックス接続され、エアボックス中に排出されなくてはならない。ただし、エアクリーナーボックスが装着されていない場合、オイルキャッチタンクを介したブローパイプがキャブレターに吸入されるようになっていなければならない。

- ⑨ エアークリーナーボックスが、吸気およびキャブレター、その他の開口部より下部に最低500cc以上のオイルを収容できる容量がある場合にはキャッチタンクとして利用できる。

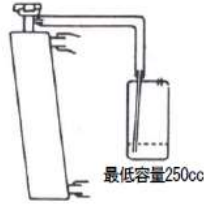
4ストロークエンジンのブリーザーシステム（ブリーザーライン変更の場合）



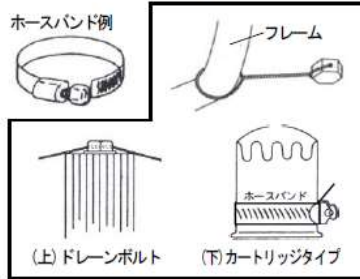
- ⑩ オイルドレンプラグおよび供給パイプ
すべてのオイルドレンプラグは確実に固定され、ドリルで穴を開け、ワイヤーで所定の箇所に固定されなければならない。オイル供給パイプは所定の位置に適切にワイヤー止めされなくてはならない。オイルキャビティに進入する外部オイルフィルターのスクリューやボルトは、安全にワイヤーロックされなければならない。
- ⑪ 燃料タンクブリーザーパイプ
ノンリターンバルブを燃料タンクブリーザーパイプに取り付けなくてはならない。これは、適切な材質でできた、最低容量250ccのキャッチタンクに放出されるようになっていないとてはならない。
- ⑫ 燃料タンクフィルターキャップおよびオイルフィルターキャップ
燃料タンクフィルターキャップおよびオイルフィルターキャップは、閉じた状態で漏れないようになっていないとてはならない。さらにこれらはいかなる場合においても誤って開くことのないように完全にロックされていなくてはならない。
- ⑬ ラジエーターオーバーフローパイプが付いている車両は、最低容量250cc以上のキャッチタンクを取り付けなければならない。



ラジエターオーバーフロー



ワイヤーロック



19. 燃料、燃料／オイルの混合液、冷却水

- ①すべての車両には、MFJの定める無鉛ガソリンが使用されなくてはならない。（AVガス、航空機用燃料の使用は禁止される。）
- ②競技に使用できるガソリン
競技に使用できるガソリンは下記の項目のすべてに合致して
いなくてはならない。
 - a. 競技用ガソリンとは当該競技会の開催されるサーキットの
ガソリンスタンドにて購入できるガソリンとする。但し、
特別規定に記されたクラスは除く。
 - b. 競技用ガソリンは、鉛の含有量は0.013 g/l以下であるこ
と。リサーチオクタン価が100.0 (RON)、モーターオク
タン価が89.0 (MON) 以下であること。
密度は15°Cにおいて0.725 g/ml～0.780 g/mlであること。
 - c. 競技用ガソリンには販売時に混入されている以外のいかな
るものも添加されてはならない。ただし一般に販売されて
いるスタンダードの潤滑油および1.5%以下のアルコール
（燃料精製中に混入されているものに限る）については認
められる。
 - d. 水冷エンジンの冷却水は、水（レース用として一般市販さ
れている冷却水を含む）に限られる。
- ③大会特別規則によりガソリンの銘柄および供給方法が指定され
る場合、それに従わなくてはならない。

20. 音量規制

- ①計測のためのマイクロフォンの位置は排気管後端から500mmで、かつ中心線から後方45°で排気管と同じ高さとする。但し、高さが200mm以下である場合は45°上方の点で行う。
- ②ノイズテストの際、ギヤボックスにニュートラルがないマシンは、スタンドに載せた状態で測定を受けなくてはならない。
- ③規制に適合しているサイレンサーには車検にてマークが付けられ、車検後にサイレンサーを変更することが禁止される。ただし同様に車検合格し、マークを受けたスペアサイレンサーに関しては例外とする。
- ④ギヤはニュートラルとしてエンジンを回転させ、所定のrpm域に達するまでエンジンの回転を増していかななくてはならない。測定は所定のrpmに達した時に行うものとする。
- ⑤rpmは、エンジンのストロークに相応するピストンの平均速度に基づく次の式にて求められる。
- ⑥所定のエンジン回転数(rpm) = $\frac{30,000 \times \text{ピストンスピード(m/s)}}{\text{ピストンストローク(mm)}}$
- ⑦下記に該当する車両の音量測定には、エンジン型式および排量ごとにエンジンストロークはほぼ同等と見なされるので、下記固定回転数方式を適用することができる。

<スポーツプロダクションをベースとしたエンジン>

	1気筒	2気筒	3気筒	4気筒
250cc以下(4st)	6,000rpm	7,500rpm		10,500rpm
400cc以下(4st)	5,500rpm	6,500rpm	7,000rpm	8,000rpm
600cc以下(4st)	5,000rpm	5,500rpm	6,500rpm	7,000rpm
750cc以下(4st)	5,000rpm	5,500rpm	6,000rpm	7,000rpm
750cc～(4st)	4,500rpm	5,000rpm	5,000rpm	5,500rpm

<その他レース用エンジン・GPフォーミュラ>

	1気筒	2気筒	3気筒	4気筒
125cc以下(2st)	7,000RPM			
250cc以下(2st)		7,000RPM		
500cc以下(2st)		5,500RPM	7,000RPM	7,000RPM

- ⑧2気筒を越えるエンジンの音量計測は、各エキゾーストパイプの先端で測定される。
- ⑨規制値をオーバーしているマシンは、レース前車検において再度測定を受けることができる。
- ⑩バンクエンジンの場合の測定回転数は、6,000rpmとする。
- ⑪現行の音量規制値
2ストロークエンジンについてはピストンスピード13m/secで測って105dB/Aまで。4ストロークエンジンについては11m/secで測って105dB/Aまでとする。レース終了後は3dB/Aの許容誤差が認められる。尚、特別規定で指定されているクラスはその値が優先される。
- ⑫周辺への音量は、モーターサイクルから半径5m以内において90dB/Aまでとする。

⑬音量測定は気温20℃を基準とする。気温10℃以下の場合許容誤差+1 dB/Aが認められる。気温0℃以下の場合許容誤差+2 dB/Aが認められる。

⑭音量測定方法で、ここに記載されていない項目はFIM規則による。

21. テレメトリー

動いているモーターサイクルへ情報を伝える、または動いているモーターサイクルから情報を得ることは禁止される。マシンには、公式シグナリング・デバイスの搭載が必要とされる可能性もある。自動ラップ計時デバイスは“テレメトリー”とはみなされない。自動ラップ計時デバイスは、公式計時方式、および装備を妨げてはならない。

22. プロテクティブコーン

プロテクティブコーンを取り付けた場合、プロテクティブコーンの突き出し量はフェアリングの表面から 20 mm以上突き出してはならない。カウルレスの車両は、取り付け部分から 100mm 以内とする。また、プロテクティブ・コーンのRは10R以上とする。

23. エンジンケース2次カバー

すべての4サイクル車両は、転倒時に地面（路面）とエンジンが直接接触する恐れのある部分は左右ともに、2次カバー、エンジンケーススライダ、プロテクティブコーン、いずれかによって保護されなければならない。ただし、フェアリングの延長により接触部がカバーされる場合は、2次カバー、エンジンケーススライダ、プロテクティブコーンの取り付けはしなくても良い。

取り付けに関しては、2次カバーの素材は、樹脂製（FRP・カーボン・プラスチック・ジュラコン等、厚さ2mm以上）もしくは、アルミ合金製（4mm以上）とし、エッジの無いスムーズな面で構成され、衝撃、摩耗のダメージに耐えうる物であること。2次カバーは、接着剤またはボルト等にて、確実に固定されていなければならない。プロテクティブコーンでの対策を行う場合は、フレームへの取り付けとすること。いずれの場合においても、エンジン形式や構造、オイルの保持にかかわらず、一律に対応を行うこと。

24. フロントスプロケットガード

フロントスプロケットガードの装着を強く推奨する。

2025年 4月改定

※この「筑波サーキット技術仕様」は、過去にMFJ国内競技規則に掲載されていた「ロードレース基本仕様」を元に変更を加えたものです。内容は随時、追加・変更する場合がございますのであらかじめご了承下さい。

筑波マイスター・トロフィー
大会組織委員会